

# 岐阜県公報

## 目 次

教育委員会規則

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

(特別支援教育課)

ページ  
一

## 教育委員会規則

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第十二号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第三十九条の三」に改める。

第三十六条から第三十八条までの規定中「転学、転籍、転科、退学、休学、復学願」を「転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願」に改める。

第八章中第三十九条の次に次の二条を加える。

(除籍)

第三十九条の二 校長は、死亡した幼児、児童等又は高等部生徒を除籍するものとする。

2 校長は、長期間にわたり行方不明の高等部生徒を除籍することができる。

(再入学)

第三十九条の三 除籍された者が、再入学を希望するときは、当該除籍の日から一年以内に転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願(別記第十二号様式)により保護者から校長に願い出なければならぬ。

2 校長は、前項の規定による願い出があつた場合において、特別の理由があると認めるときは、除籍当時の学年以下の学年への再入学を許可することができる。

児童第十二号第五「及び第38条」を「、第38条及び第39条の3」に「転学、転籍、  
 転科、退学、休学、復学願」を「転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願」に  
 改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十九年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
岐阜文芸社